

自転車利用者、保護者、事業者のみなさんへ

令和2年10月1日から

自転車損害賠償責任保険等への加入義務化!!

※自転車損害賠償責任保険等(以下「自転車保険等」という。)とは、自転車利用中の事故により、相手の生命又は身体が害された場合の損害を補償することができる保険又は共済のことです。自転車向け保険以外にも様々な種類があります。(裏面参照)

自転車保険等加入の必要性

- 全国では、自転車事故に伴う高額賠償請求事件が発生しています。
- 小学生が加害者となった自転車事故では、9,000万円を超える損害賠償額となるなど、加害者側の経済的な負担は多大なものとなります。
- そこで、被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険等へ加入することが義務となりました。
- 自転車を利用する誰もが自転車事故の加害者となる可能性があるため、たまにしか自転車に乗らない方も含めて全ての自転車利用者等は、万一に備え、必ず自転車保険等へ加入しなければなりません。

自転車事故の高額賠償事例

損害賠償額

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間自転車で坂道を時速20~30kmで下っていたところ、歩行中の女性(62歳)に気づかず正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

自転車運転中の男子高校生が歩道から車道を斜めに横断したところ、自転車で直進してきた男性(24歳)と衝突し、男性は重大な障害が残った。



自転車保険等への加入義務化対象者

自転車利用者

自転車を利用する未成年者を監護する保護者

従事者に自転車を利用させる事業者

自転車貸付事業者

事業者・学校長等の努力義務

努力義務の内容

自転車通勤者・通学者に対する自転車保険等への加入確認

保険加入が確認できない場合は、保険加入の必要性に関する情報提供



山梨県



自転車損害賠償責任保険に加入しましょう！

◆自転車保険の種類

個人 向けの保険

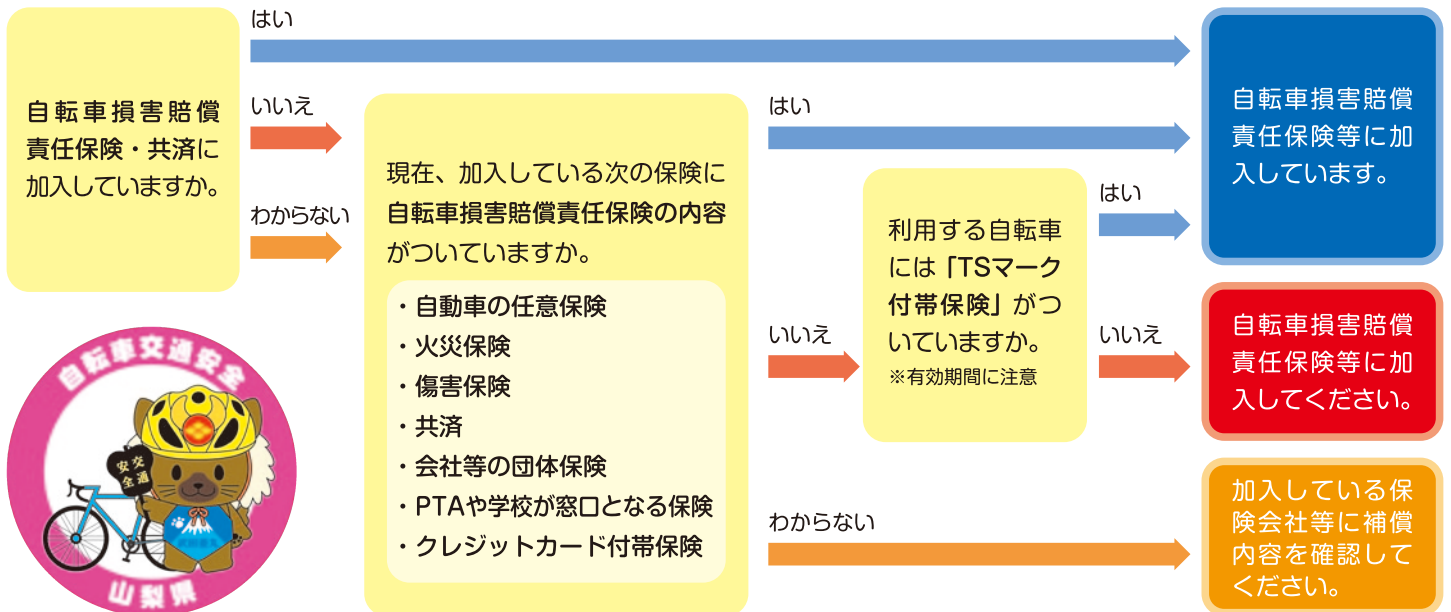
- 自転車向け保険
- 各種保険（自動車・火災・傷害）の特約
- 会社等の団体保険
- PTAや学校が窓口となる保険
- 共済（全労済、県民共済など）
- TSマーク付帯保険（自転車の車両に付帯した保険）
- クレジットカード付帯保険

事業者 向けの保険

- 施設所有者賠償責任保険
- TSマーク付帯保険（自転車の車両に付帯した保険）



◆保険加入状況チェックシート



自転車事故防止のため、安全で適正な利用に努めましょう！

● 自転車はくるまの仲間です。交通安全ルールを守りましょう。

走行中のスマホ操作 イヤホンを耳にしている走行 2人以上での並進走行 夜間無灯火での走行

● 交通事故防止のため、自転車の側面に反射器材等を備えましょう。

● 幼児や児童が自転車に乗るときは、けがをしないようヘルメット、肘当て、膝当て、手袋等を着用させましょう。

● 幼児用座席に乗せるときは、ヘルメット・ベルトを着用しましょう。

● 普段から自転車の点検・整備を行いましょう。

問合せ先

山梨県交通政策課 TEL 055-223-1353

条例について詳しくはHPをご覧ください。

山梨県 自転車条例



自転車利用者のヘルメット着用努力義務化!

～令和5年4月から～

皆のもの～、
自転車に乗るときは、
ヘルメットをかぶろうマル!



【改正道路交通法第63条の11】

① 自転車の運転者等の遵守事項

- (1) ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- (2) 他人を同乗させる場合は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

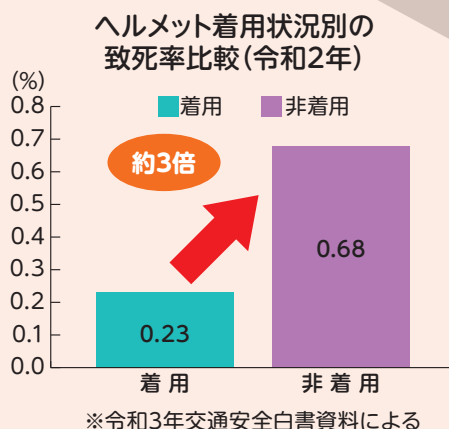
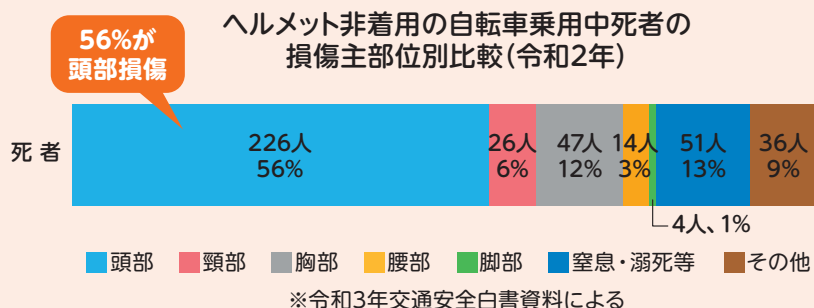
② 保護者の努力義務

児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

※ヘルメットは正しく着用しましょう。



ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べ約3倍も高くなります



山梨県自転車交通安全
ロゴマーク



守ろう 自転車安全利用5則

(令和4年11月1日改正)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



普通自転車が
例外的に歩道を交通できるのは、

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合
など

2 交差点では 信号と一時停止を守って 安全確認 自転車は「車両」です。



3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯
(又は反射器)をつけなければなりません。



4 飲酒運転は禁止

自転車は「車両」です。
道路交通法違反が適用されます。

※罰則
5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
(酒に酔った状態で運転した場合)



5 ヘルメットを着用

- ・自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- ・自転車の運転者は、他人を乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
- ・保護者は、子どもが自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。



☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を
使用しながらの運転はできません。

